資料１

第９回　気仙沼市震災復興市民委員会　会議要旨

開催日：平成 23 年 8 月 24 日（水）　14:00 ～ 17:20
場　所：気仙沼市地域交流センター 大ホール

１ 課題の再確認

⑴土地のかさ上げについて

・かさ上げが必要な地域において、その高さ（1～1.5m，5m，10m）に応じた事業規模、期間と安全性はどう変わるのかを比較するための詳細な資料を次回会議までに市より提出していただく。

⑵河川を遡上する津波の減災について

・津波の遡上は川の水深が深いと早いが、川の護岸を高くすることである程度の津波までは吸収することは可能。しかし、今回のような大津波については、あまり意味をなさないことが市より報告された。

⑶資金について

・国の助成金制度は、私企業１社に対しての助成は認められず、何らかの組合や団体などのグループが必要。各業界や漁協、商工会議所などを通じてこのような動きを起こす必要がある。助成を受けるためにはどの企業と手を組んでいくかを決める必要がある。

・仮に復旧事業が 1,000 億円となる場合，10 分の 9 が国の補助でも，残りの 10 分の 1 の 100 億となり，市の負担は容易ではないので難しい。

・事業資金を民間の金融機関から借入するのは難しい。国からの融資の枠や利子補給の制度もあるが、それがそのまま民間金融機関から出てくるわけではなく、行政が後押ししても個々の企業に対しての条件は変わらないと思える。

⑷スマートシティについて

・アメリカの企業が相馬市で 2,000 万円のソーラーパネルを設置するプロジェクトが紹介されていた。アメリカの企業は日本での取り組みをパイロットケースとして PR 活動につなげようとしていることから、そのようなプロジェクトを実施したいと考えている企業を気仙沼に誘致し、以前検討した自然エネルギーの積極的導入をプロジェクトにして進めるべきではないか。

・気仙沼はスローフード都市宣言によりまちづくりを進めてきた経緯がある。スローフード自体をつきつめるとスマートシティや持続発展型社会の形成の考え方と一致する点があるので、今後さらに推進する方向で考えても良いのではないか。

・今後、自然エネルギーの積極的活用、スマートシティ構想はプロジェクトとして提案してみる。

２ 市民等からの意見・提言一覧より検討

⑴ IT 活用

・震災時には、新潟の地震において活躍した TV 電話が活用できると考えられる。

３ 震災復旧・復興に向けた提言の原案についての検討

１年以内、３年以内、１０年以内に優先順位をつけ、まとめた原案についての質疑

⑴産業再生と雇用について

・観光資源の問題を考慮すると、復旧期に観光資源の再生を追記するべき。

・次回，観光資源の洗い直しを実施する。

⑵防災体制について

・携帯電話の通話環境の改善について、今回一番困った事は携帯電話が使えなくなった点である。そのため、携帯電話の復旧は復旧期ではなく、緊急期に位置づけられるのではないか。

⑶環境・エネルギーについて

・嵩上げの際に山を切り崩す必要があるのは理解できるが、その一方で環境に配慮し、森林消失分をどこかで補填するかを考える必要がある。

⑷地域ケアについて

・保健・医療の充実に関して、緊急期に市民やボランティアで長期間滞在されている方の健康診断を実施すべきである。

・気仙沼を国際都市と位置づけるのであれば、居住している外国人に対して最低限の行政サービスや医療サービスが提供できるようにする必要がある。市内の様々な表示について、日本語だけではなく、少なくとも英語での案内もできるようにすべき。

⑸子ども・未来・教育について

・郷土芸能の保存に関しては緊急期とするべきではないか。今回の津波で太鼓などを流されたケースもあり、用具の新調に対する補助募集の期限も迫っている。いま継承活動を開始しなければ、文化芸能が断絶する事態が発生してしまう。

・郷土芸能の復興においてはただ学べるという文化だけではなく、その場で息づいた文化として残していく必要がある。

⑹地域コミュニティについて

・将来的には我々の教訓を世界に発信して防災や減災につなげていくという、例えば災害姉妹都市協定の締結という広域的な活動を行なっても良いのではないか。

・自治組織の強化について、コミュニティづくりは緊急期に取り組むべきものでないか。

⑺推進体制について

・IT は平常時と緊急時の使い分けが必要である。今回の震災では IT が全く活用できなかったが、今後は十分に体制を整えるべきである。また、IT といった技術的な面だけではなく、情報発信の方法や情報戦略、積極的なコミュニケーションの方法をとるべきと考える。

・市の情報、生存確認、死亡確認など、誰でもわかりやすい情報取得の仕組み環境の整備が必要である。

・プライベートや個人情報は守らないといけないものではあるが、緊急期の自治組織の組成や仮設住宅での自治会組成には最低限誰がそこ住んでいるのか情報を公開する必要があるのではないか。

以上